

「特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等に関する答申」について

本日、山中竹春市長は、本市附属機関である「横浜市大都市自治研究会」（座長：辻琢也・一橋大学特任教授）から「特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等に関する答申」を受け取りました。

1 答申の主なポイント

○ 県の総合調整機能に支障は生じないか

- 特別市と県による事務の共同処理制度の創設や特別市と県の協議・調整の仕組みの構築などにより解決が可能（医療計画・広域的な災害対応・警察事務など）。特別市と新たな県の役割・機能分担により、現在の県域全体における行政の効率性と持続性が向上することも期待できる。

○ 県有施設の特別市への移管などにより、県民生活に大きな影響を及ぼさないか

- 県有施設は特別市移管前のサービス水準を維持することを原則。利用対象は県の住民も対象とするなど、住民の日常生活への影響を生じないようにすることにより、移管された施設を改めて県内に新設するなどの費用負担が発生しない。高等学校等の移管に時間を要することが想定される施設は、当面は県の施設として継続し、運営経費は特別市が負担することも考えられる。

○ 県税の大幅な減少による財源不足により、県による行政サービスや市町村への支援が大幅に低下しないか

- 特別市と県の双方の行政サービスに影響が生じないよう、特別市と県の財政需要を十分に精査した上で、国において、財政中立の観点から適切な財源配分が行われるべき。特別市と県の財源配分に著しい不均衡が生じる場合は、現行の行政サービスに支障が生じないよう、財政中立の観点から財政調整が可能となる地方税財政制度の導入について、国や県と協議しながら検討を進める必要がある。特別市への移行を円滑に進めるため、国において特別市と県の双方に対する激変緩和措置を講ずることも必要。

○ 行政と住民の距離が遠くなり、きめ細かな行政サービスを提供できなくなるのではないか

- 特別市は行政区を単位に住民自治を制度的に強化することが必要。区長は、議会の同意を得た上で市長が選任する特別職とすることが適当。区単位で選出する市議会議員で構成する区常任委員会を置くことも考えられる。特別市は市域内における指定都市と県の機能の統合であることから、特別市における議会のあり方については、現行の議会の機能を踏まえ検討が必要。

○ 特別市の移行手続や住民の意思確認はどうなるか

- 特別市移行の発意の主体は、指定都市。発意にあたっては特別市意向を希望する指定都市の市議会による議決とともに、特別市移行が包括県の境界変更を伴うものであるため、当該県議会の議決も必要。特別市への移行は、民主的正統性を担保するために住民投票は不可欠。住民投票の範囲は移行対象となる指定都市の住民に限定。

2 第4次 横浜市大都市自治研究会 答申 本文・概要

別紙1、別紙2のとおり

3 山中市長コメント

特別市制度の法制化に向けた諸課題と対応方策について、座長の辻教授をはじめ、委員の皆様には精力的にご議論を賜り、答申として取りまとめていただき、心より感謝申し上げます。

今回の答申では、税源配分や県内市町村の行政サービスへの影響など、個々の論点についても明確に整理いただきました。

この答申をもとに、特別市がもたらすメリットを丁寧にご説明するなど理解促進を図り、引き続き、他の政令市と連携し、特別市の早期法制化に向けた取組を加速させてまいります。

裏面あり



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



【参考1】 「横浜市大都市自治研究会」委員（敬称略・五十音順）（◎：座長）

<委員 10名>

いずも あきこ 出雲 明子 明治大学専門職大学院専任教授（行政学）
いとう まさつぐ 伊藤 正次 東京都立大学大学院教授（行政学・都市行政論）
うの じろう 宇野 二朗 北海道大学大学院教授（行政学・地方自治論）
おおすぎ さとる 大杉 寛 東京都立大学教授（行政学・都市行政論）
かみお 文彦 神尾 文彦 野村総合研究所研究理事（未来創発センター長）（公共政策）
せいいち ともこ 勢一 智子 西南学院大学教授（行政法・地方自治法）
◎ つじ たくや 辻 琢也 一橋大学特任教授（行政学・地方自治論）
ぬまお なみこ 沼尾 波子 東洋大学教授（財政学・地方財政論）
のぐち きくみ 野口 貴久美 一橋大学副学長・教授（行政法）
もちづき まさみつ 望月 正光 学校法人関東学院常務理事、関東学院大学名誉教授（財政学）

<臨時委員 1名>

おおつ ひろし 大津 浩 明治大学教授（憲法学）

【参考2】 手交式の様子



左：辻座長 右：山中市長

※写真データを希望される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問合せ先

特別市制度企画課長 室町 Tel 045-671-4323



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

